

【本件確認書2の記載内容】

確認書

平成28年11月8日

押 G社（以下、甲という。）とリットン X社（以下、乙という。）と石川歩（以下、丙という。）は、下記の事項について確認した。

下記1.～6.については、乙が各支払先に対して支払を行い、その原資については甲が乙に支払ったことになっているが、当該債務は乙の債務であり、乙が自らの資金にて支払うべきものであることから、乙は当該支払代金を甲に返還する。

なお、当該債務の支払については、甲の関与なく丙の単独指示のもと乙が支払先に対して支払った事から丙はその債務を乙の債務に対して連帯責任を負うこととする。

支払先	金額
1. q社	33,804,435円
2. f社	23,500,000円
3. p社	18,230,000円
4. r社	22,240,000円
5. t社	19,408,896円
6. a社	30,000,000円
合計	<u>147,183,331円</u>

上記総額147,183,331円については、乙は甲に平成29年1月末日までに支払う。

甲・乙はその証として本「確認書」を3通作成し、甲・乙・丙各1通宛所持する。

甲 岐阜県不破郡垂井町表佐58-2
 G社
 代表取締役 長瀬隆雄

乙 山梨県甲府市上今井町2542-5
 X社
 代表取締役 B

丙 山梨県西八代郡市川三郷町大塚4422番地
 石川 歩